

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所受講助成金交付要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 10 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人佐賀縣市町村振興協会（以下「この法人」という。）が市町村職員の資質向上を図ることを目的として、市町村職員が市町村職員中央研修所（以下「中央研修所」という。）及び全国市町村国際文化研修所（以下「国際文化研修所」という。）が実施する研修に市町村が職員を派遣した場合に市町村に対し、受講経費の助成について、必要な事項を定める。

(助成金の交付対象)

第 2 条 助成金の対象となる者は、中央研修所又は国際文化研修所における研修を修了した一般職員（以下「職員」という。）とする。

(助成基準)

第 3 条 助成金は、中央研修所及び国際文化研修所が定めた研修経費の全額とする。ただし、海外研修費は除くものとする。

(助成金の交付申請)

第 4 条 助成金の交付を申請する市町村は、別途この法人が指定する期日迄にこの法人に助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 中央研修所受講者名簿（様式第 2 号）
- (2) 国際文化研修所受講者名簿（様式第 3 号）
- (3) 研修受講決定通知（写）
- (4) 研修修了証（写）

(助成金の交付決定及び通知)

第 5 条 理事長は、前条に規定する申請書を受理したときは、審査のうえ助成金の交付を決定し、その旨を助成金交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第 6 条 前条に規定する交付決定の通知を受けた市町村が、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第 5 号）を理事長に提出しなければならない。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人佐賀県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 31 日から施行する。